

第3章 環境共生都市をめざして

第1節 環境との共生・保全

第2節 資源循環型社会の形成

第3章 環境共生都市をめざして

第1節 環境との共生・保全

1. 生活環境

■現況と課題■

私たちが安心して暮らすうえで、生活環境の適正な保全是非常に重要な課題となっています。環境関連法規の整備や環境対策技術の進歩、環境意識の高まりにより、国全体としての環境の改善は見られるものの、地域的には、自然的・社会的条件等から、なかなか解決できない問題も残されています。

こうした問題への対応には、環境監視による発生源の把握及び指導はもとより、事業者や市民の協力を得ながら環境への負荷を低減する対策を進め、生活環境を保全する必要があります。

環境への負荷は、事業活動によるものだけではなく、私たちの日々の暮らしに伴うものも大きく影響しています。したがって、私たち自身も環境に負荷をかけない暮らし方や近隣公害*への配慮が求められています。

このことから、生活環境を保全するための各種計画及びこれらの計画等に基づく有効な調査と的確な対策が喫緊の課題となっています。

美しい自然景観を破壊する原因のひとつに、汚染された土壌や廃棄物の混じった残土による埋立てがあります。こうした問題に対しても、行政と市民が一体となった監視や厳しい指導が求められています。

■基本方針■

環境保全の基本となる、大気、水質、土壌、地質、騒音・振動など各種環境状況の把握に努め、環境基準を超えるものについては、必要に応じて規制・指導等を行うとともに、事業場との協定等を通じて事業活動由来の環境負荷の低減と公害の未然防止を図ります。さらに、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対応に努めます。

日常生活から発生する環境負荷の低減にも努め、特に水質汚濁への影響が大きい生活排水については、合併処理浄化槽の普及を進めるなど環境意識の高揚を図り、生活排水対策を推進します。

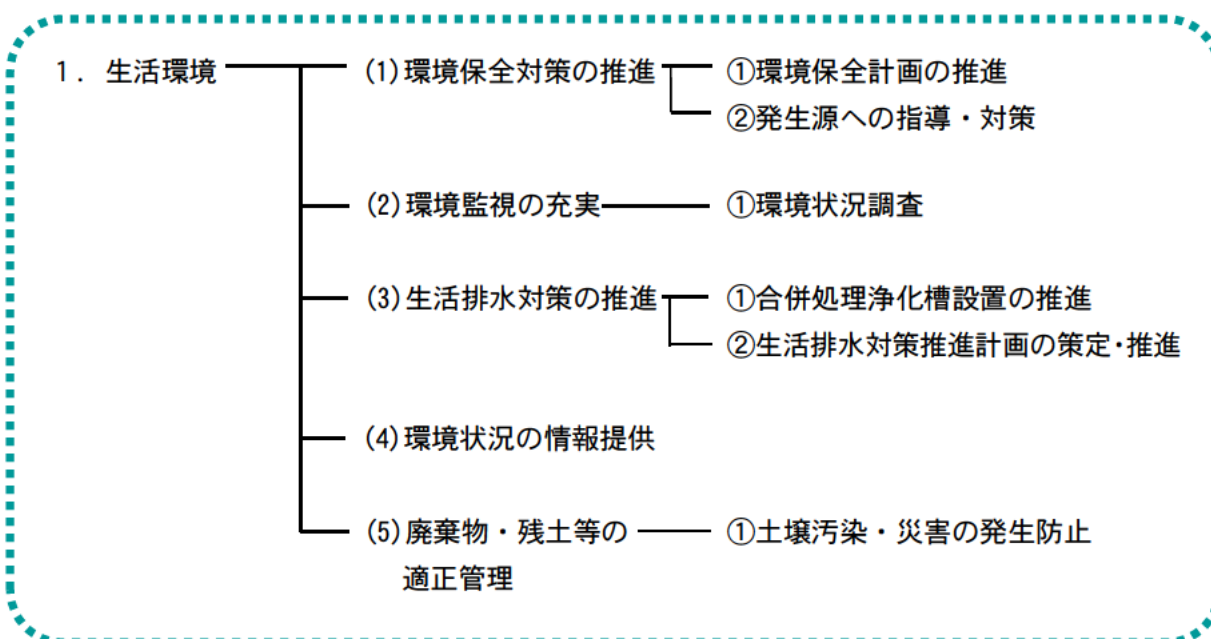
また、生活様式の多様化に伴い、近年は近隣公害などの多様な環境問題が生じており、これらについてもきめ細かい対応により解決を図っていきます。

このほか、汚染された土壌や廃棄物の混じった残土による埋立て等についても未然に防止するなど、生活環境の保全に努めます。

*近隣公害＝飲食店の営業騒音、家庭のエアコンの室外機の騒音、建設工事の騒音・振動など日常生活に密着した住まいや生活環境をめぐる隣近所同士のトラブル

第3章 環境共生都市をめざして

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 環境保全対策の推進

| 施策内容 | |
|-------------|--|
| ①環境保全計画の推進 | ○今日の社会情勢を考慮し、八千代市第2次環境保全計画の見直しを行い、総合的かつ計画的に環境施策を推進します。 |
| ②発生源への指導・対策 | ○環境監視の調査結果をもとに生活環境のうえで対策の必要性のある発生源に対して勧告・指導・対策を行います。 |

【指標】

| 区分 | 現況値 | 目標値（平成32年度末） |
|------------------|------|--------------|
| 公共用水域における環境基準達成度 | 59 % | 71 % |
| 大気環境基準の達成度 | 75 % | 77 % |

第3章 環境共生都市をめざして

(2) 環境監視の充実

| 施策内容 | |
|---------|---|
| ①環境状況調査 | ○大気環境、水質環境及び土壌、地質環境の汚染状況、並びに騒音・振動の状況を調査・把握し、生活環境保全のための対策を推進します。 |

【指標】

| 区分 | 現況値 | 目標値（平成32年度末） |
|---------------|---------|--------------|
| 地下水環境基準の超過地区数 | 13 地区 | 11 地区 |
| 井戸水の水質調査本数 | 2,415 本 | 2,600 本 |

(3) 生活排水対策の推進

| 施策内容 | |
|-------------------|---|
| ①合併処理浄化槽設置の推進 | ○生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水対策重点地域において、補助金を交付し、高度処理型合併浄化槽の整備を推進します。 |
| ②生活排水対策推進計画の策定・推進 | ○生活排水対策推進計画を改定し、生活排水対策を推進します。 |

【指標】

| 区分 | 現況値 | 目標値（平成32年度末） |
|----------------|-------|--------------|
| 合併処理浄化槽の設置補助基数 | 916 基 | 1,100 基 |

(4) 環境状況の情報提供

| 施策内容 | |
|---|--|
| ○各種環境調査により把握した環境の状況や、その結果に基づく施策の実施状況などを広く市民に公表・提供します。 | |

(5) 廃棄物・残土等の適正管理

| 施策内容 | |
|---------------|---|
| ①土壌汚染・災害の発生防止 | ○残土の搬入、埋め立てなどにおいて、不適正な処理による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全と生活環境の保全に努めます。 |

【指標】

| 区分 | 現況値 | 目標値（平成32年度末） |
|----------------------------|---------|--------------|
| 残土条例 [*] に基づく指導比率 | 18.52 % | 16.67 % |

^{*}残土条例＝正式名は、八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例

第3章 環境共生都市をめざして

■主な事業

高度処理型合併処理浄化槽設置事業 / 水環境対策事業 / 大気環境対策事業
音・振動環境対策事業 / 地質環境対策事業

●公害苦情件数

(単位：件)

| | 総数 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 地盤沈下 含水位 低下 | 土壌汚染 | その他 |
|--------|-----|------|------|----|----|----|-------------------|------|-----|
| 平成22年度 | 123 | 13 | 10 | 25 | 8 | 67 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 159 | 32 | 8 | 44 | 6 | 69 | 0 | 0 | 0 |
| 24 | 117 | 8 | 3 | 41 | 6 | 58 | 0 | 0 | 1 |
| 25 | 119 | 10 | 5 | 31 | 6 | 65 | 0 | 0 | 2 |
| 26 | 108 | 8 | 8 | 33 | 9 | 49 | 0 | 0 | 1 |

資料：環境保全課

●大気汚染の状況

(単位：PPM)

| | 二酸化硫黄 (SO ₂) | オキシダント (OX) | 二酸化窒素 (NO ₂) | 一酸化窒素 (NO) | 浮遊粒子状 物質 (mg/m ³) |
|--------|--------------------------|----------------|--------------------------|------------|-------------------------------------|
| 平成22年度 | 0.002 | 0.046 | 0.015 | 0.004 | 0.024 |
| 23 | 0.002 | 0.042 | 0.014 | 0.005 | 0.022 |
| 24 | 0.002 | 0.047 | 0.013 | 0.005 | 0.022 |
| 25 | 0.001 | 0.048 | 0.013 | 0.004 | 0.022 |
| 26 | 0.002 | 0.051 | 0.012 | 0.003 | 0.023 |

資料：環境保全課

測定地点：高津測定局（南高津小学校敷地内）

注）オキシダントの年間値については、昼間の日最高1時間値の年平均値。（昼間とは、5時～20時）

2. 地球温暖化

■現況と課題■

近年の環境問題は、従来からの大気汚染や水質汚濁、さらには、騒音・振動問題等に代表されるような都市・生活型に加え、オゾン層*の破壊、地球温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等地球規模へと拡がりを見せています。

とりわけ、地球温暖化問題は、気温の上昇に伴い、異常気象、海面水位の上昇、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、マラリア等の熱帯性感染症の増加等私たちの日常生活に密接に関わるものであり、ひいては人類の生存基盤にまで影響を及ぼすものとなります。

この地球温暖化問題を解決するためには、私たちの生活を省資源・省エネルギー型の生活に見直し、温室効果ガスの排出を抑制した低炭素型の社会へと変革していく必要があります。節電を中心とした省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の重要性が高まっています。

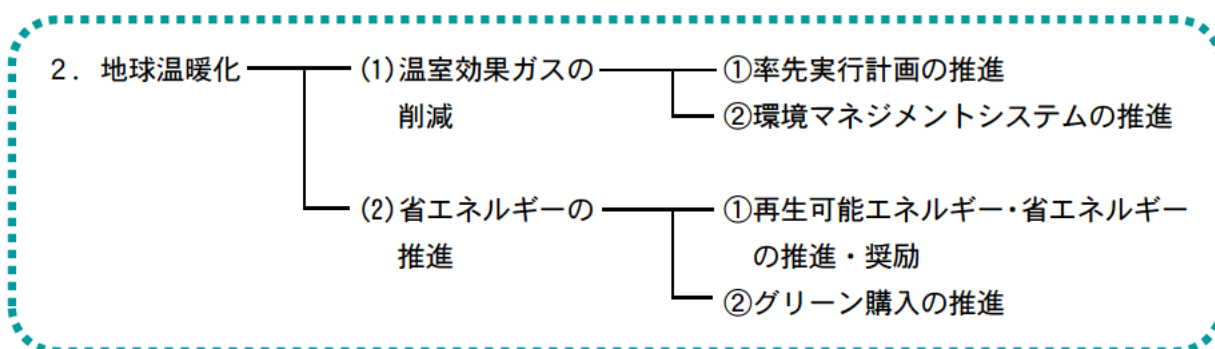
地球温暖化対策やエネルギー対策では、市民や事業者の意識改革や実践といった身近な動きとともに、全世界規模での取組が必要となっています。

■基本方針■

温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出を抑制するためのエネルギー消費量の削減、消費生活での環境への適合等を行動の柱とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域の視点から見た地球温暖化防止を市民、事業者、市が一体となって実行していきます。

また、市民や事業者の意識改革や実践活動を促進するとともに、それぞれが自主的かつ積極的に、そして連携して取組むことができるよう施策の展開を図ります。さらに限りある資源を有効に活用していくため、再生可能エネルギーの導入や普及に向けた取組を実施します。

■施策の体系■



*オゾン層=酸素原子3個からなる物質が地上約10~50km上空の成層圏に多く存在する層のこと

第3章 環境共生都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 温室効果ガスの削減

| 施策内容 | |
|-------------------|---|
| ① 率先実行計画の推進 | ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「八千代市率先実行計画」をもとに、市の事務事業により排出する温室効果ガス削減に率先して取り組みます。 |
| ② 環境マネジメントシステムの推進 | ○環境マネジメントシステムにより、市職員の意識の啓発に努めます。また、事業者の環境に配慮した事業活動を推進するため、環境マネジメントシステムの普及を図ります。 |

【指標】

| 区分 | 現況値 | 目標値（平成32年度末） |
|---|--|--|
| 市が事業所として排出しているCO ₂ 量 （市民等が排出するごみに起因するものを除く） | 51.1 kg-CO ₂ /m ² （原単位） | 50.0 kg-CO ₂ /m ² （原単位） |

(2) 省エネルギーの推進

| 施策内容 | |
|--------------------------|--|
| ① 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進・奨励 | ○将来の良好な生活環境を確保するため、市民・事業者・市それぞれの立場における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入に取組みます。 |
| ② グリーン購入の推進 | ○グリーン購入の推進やエコマーク [*] 、省エネラベル ^{**} 等の周知などにより資源循環活動、環境に配慮した行動を推進します。 |

■主な事業

住宅用省エネルギー設備設置事業

^{*}エコマーク＝公益財団法人 日本環境協会が認定した、環境保全に役立ち、環境への負担が少ない商品に付けられたマーク
^{**}省エネラベル＝「省エネ型製品」選びを手助けするラベル表示

3. 生物多様性の保全

■現況と課題■

今日の私たちの生活は、衣食住、医薬品に至るまで生物資源の恩恵を受けることなしに成り立ちません。多様な生物が共存できる環境の中でこそ、私たちも豊かに安心して生活を営むことができます。

本市においても開発の進展、身近な自然の手入れ不足、外来生物の進出等により、地域固有の生物種が、その棲み家を失い、急速に消失していく傾向が見られます。

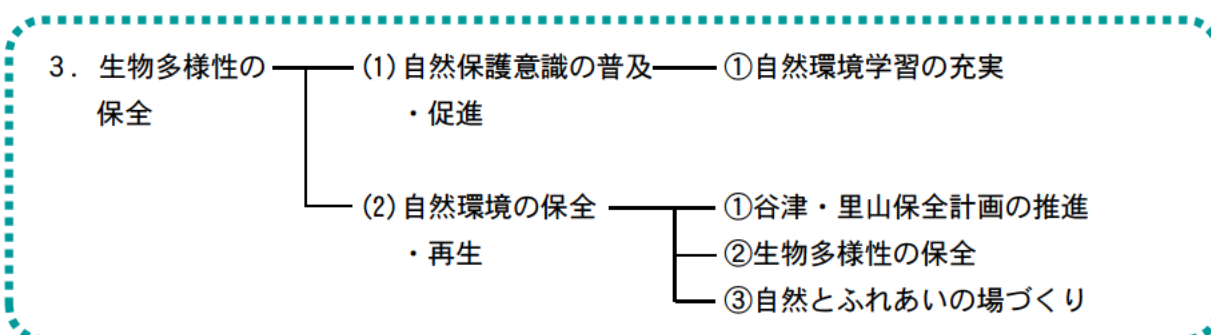
豊かな生物多様性と健全な生態系を守るため、環境学習を通じた自然環境への理解の増進や、多様な生物の棲み家となる谷津・里山をはじめとする自然生態系の保全・再生、そして、地域固有の生物種の保護をいかに進めるかが課題となっています。

■基本方針■

良好な自然環境が残されている谷津や里山の保全を推進するとともに、生物多様性などの自然環境に対する理解を広げるため、広く市民を対象に、自然環境に関する学習会を開催します。

また、八千代市内に自生する野生の動植物を保護するため、生息状況を把握するとともに、こうした貴重な動植物が生息できる環境を保全します。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 自然保護意識の普及・促進

| 施策内容 | |
|-------------|--|
| ① 自然環境学習の充実 | ○自然環境学習など身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性、自然保護意識の高揚を図ります。 |

【指標】

| 区分 | 現況値 | 目標値（平成32年度末） |
|-------------|---------|--------------|
| 環境学習講座等参加者数 | 985 人/年 | 1,100 人/年 |

第3章 環境共生都市をめざして

(2) 自然環境の保全・再生

| 施策内容 | |
|---------------|--|
| ①谷津・里山保全計画の推進 | ○「谷津・里山保全計画」に基づき、市内の谷津・里山の保全・再生を推進します。 |
| ②生物多様性の保全 | ○「生物多様性基本法」に基づき、地域での実践的な取組みを推進します。 |
| ③自然とふれあいの場づくり | ○八千代緑が丘駅周辺地区から石神川へ導く歩行者空間を整備し、桑納川・新川周辺に至る水と緑の自然環境を活かし、自然とふれあえる場の創出に努めます。 ○市内に残る希少な生物の生育場所として、ほとるの里等を環境学習の場として活用を図ります。 |

【指標】

| 区分 | 現況値 | 目標値（平成32年度末） |
|------------|-----|--------------|
| 谷津・里山保全箇所数 | 3箇所 | 8箇所 |

■主な事業

生物多様性保全事業



4. 環境美化

■現況と課題■

不法投棄をはじめとした廃棄物の不適正な処理などは、生活環境を脅かし、美しい自然景観を破壊する原因となります。

さらに有害な廃棄物等の不適正保管等が行われた場合は、住民の生命をも脅かされることとなります。

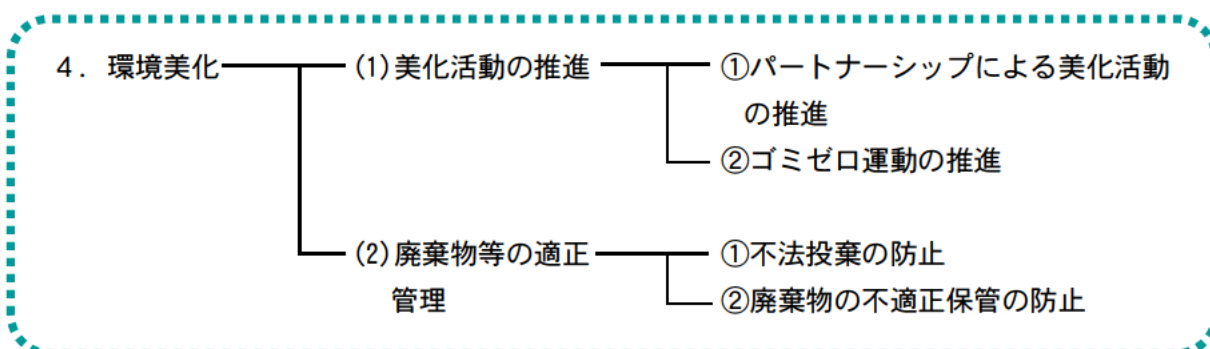
清潔で美しい、また、健康で快適な市民生活を保全していくためには、まちを汚さないマナーの向上や地域ぐるみの清掃活動などに加え、行政と住民が一体となった監視や厳しい指導が求められています。

■基本方針■

不法投棄やポイ捨てのない清潔で美しい環境づくりを進めるため、日常的な環境美化活動を市民と共に推進します。

また、市民の多くの目による監視体制の強化を図り、不法投棄の防止及び廃棄物・有害物質等の不適正保管の防止による環境汚染等の防止に努めます。

■施策の体系■



第3章 環境共生都市をめざして

■施策及び施策内容■

(1) 美化活動の推進

| 施策内容 | |
|---------------------|--|
| ①パートナーシップによる美化活動の推進 | ○地域ぐるみの清掃活動等を通して、市民・事業者・市の連携のもと、きれいなまちづくりを推進します。 |
| ②ゴミゼロ運動の推進 | ○イベント等で発生するごみの抑制を図るとともに、ごみの持ち帰りを指導します。 |

【指標】

| 区分 | 現況値 | 目標値（平成32年度末） |
|-------------------------|-------|--------------|
| まちにごみがなくきれいだと感じている市民の割合 | 59.6% | 66% |

(2) 廃棄物等の適正管理

| 施策内容 | |
|---------------|--|
| ①不法投棄の防止 | ○土地所有者へ所有地の適正管理を指導するほか、不法投棄連絡員制度などを活用した不法投棄監視体制の強化に努めます。 |
| ②廃棄物の不適正保管の防止 | ○市民生活の安全と生活環境の保全のため、硫酸ピッチ等、有害物質の不法保管の未然防止に努めます。 |

■主な事業

不法投棄等対策事業



第2節 資源循環型社会の形成

1. 一般廃棄物

■現況と課題■

循環型社会の形成に当たっては、リサイクルやごみの減量、環境負荷の少ない処理方法の確立などが重要な要素となります。

1人1日当たりのごみの排出量は、平成23年3月の東日本大震災により、一時的に増加の傾向は見られたものの、平成23年度以降毎年減量が進み、平成23年度と比べ平成26年度末では1人1日当たり25グラムの減量を達成してきました。

一方で、事業系のごみについては横ばい傾向が続いており、事業系ごみの減量化が今後の課題の一つとなっています。

八千代市では焼却によるごみ処理を実施していますが、焼却処理には、大量の燃料消費やCO₂の発生といった環境負荷が伴います。こうした環境負荷を軽減するためには、おおよそ15年周期での基幹的設備改良工事や定期点検・整備が必要となり、これらの工事等には多額の支出が伴い、大きな財政負担が強いられます。加えて、施設の老朽化といった問題もあり、長寿命化の取組や新たな施設建設に向けての検討が必要となっています。

また、公共下水道の普及に伴い、本市におけるし尿の収集件数は年々減少していますが、一方で、本市が都市計画の一環として推し進める市街化調整区域の規制緩和の開発が進む中で、し尿浄化槽汚泥の搬入量は増加の傾向となっています。

そのため、浄化槽汚泥の増加に伴う施設の改修を含めた処理方法の検討も必要になります。

■基本方針■

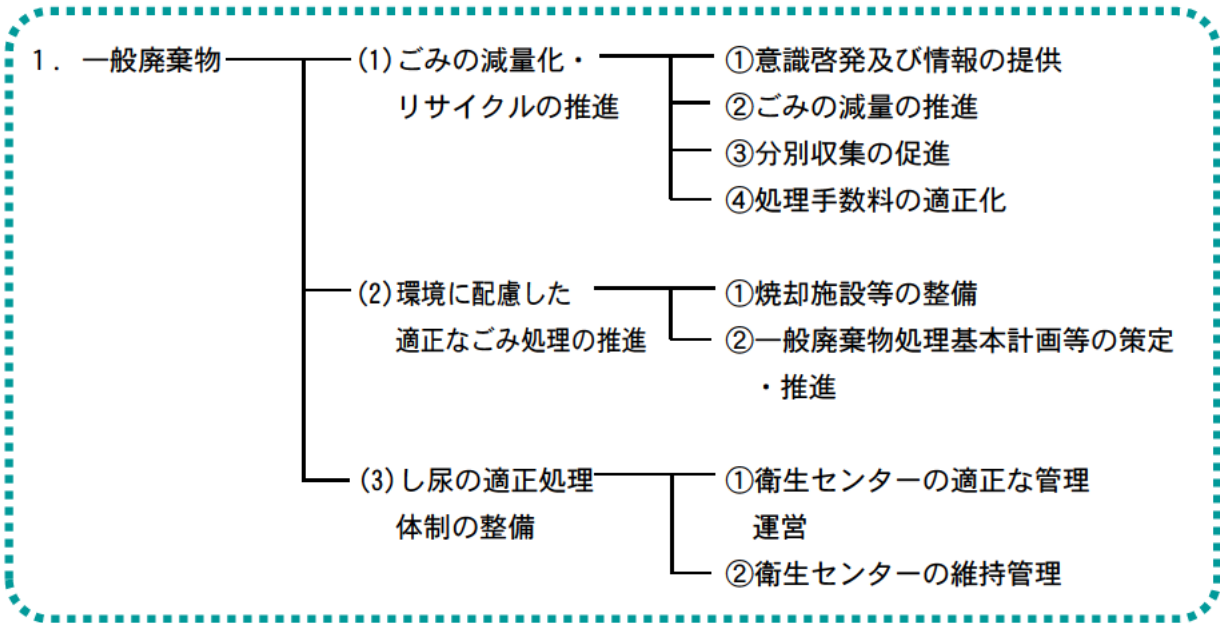
次世代に良好な環境を引き継いでいくための循環型社会の形成に向けて、市民と行政と事業者の協力のもと、ごみの発生抑制、減量化、再資源化システムを構築するとともに、関連施設の整備を図ります。現有ごみ焼却処理施設については、長寿命化計画や施設配置・整備計画を策定し、計画的に施設改良整備事業を推進します。

また、ごみ収集体制のより一層の効率化、分別収集の徹底を図るとともに、ごみの安全な処理に努めます。さらに状況の変化に対応しながら、ごみ処理施設の適正な管理運営、技術の導入に努めます。

し尿の処理方法等の効率化を図るとともに、衛生センターの適正な管理運営に努めます。

第3章 環境共生都市をめざして

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

| 施策内容 | |
|--------------|--|
| ①意識啓発及び情報の提供 | ○再くるくん*の活用を図るなど、市民や事業者に対し、ごみ問題に関する具体的な行動に結びつくような情報提供を推進するなど、意識の啓発に努めます。 |
| ②ごみの減量の推進 | ○生ごみのたい肥化と有効利用、フリーマーケットによる再使用の促進など、ごみの減量化を推進・支援します。 ○事業者に対するごみの減量及び分別の指導、事業系ごみの適正処理を推進します。 ○一般廃棄物処理手数料について、ごみ処理経費の推移や近隣自治体の状況等を勘案し、定期的な見直しを行います。 |
| ③分別収集の促進 | ○ごみの減量・資源化に向けて、分別収集計画を見直し、分別区分や収集の効率化の促進を図ります。 |
| ④処理手数料の適正化 | ○ごみ処理経費、指定袋の製造コスト、近隣市の動向を勘案し、適正な処理手数料を設定します。 |

*再くるくん=八千代市のゴミ減量キャラクター。空き缶をリサイクルする過程をロボットとして図式化したもので、指定ごみ袋をはじめ、様々な広報媒体に利用している

第3章 環境共生都市をめざして

【指標】

| 区 分 | 現 況 値 | 目標値（平成 32 年度末） |
|--|------------------|------------------|
| 市民 1 人 1 日 当 た り の ご む の 排 出 量 （資源物を除く） | 771 g (669 g) | 721 g (599 g) |
| リサイクル率 | 21.8 % | 27.9 % |

（2）環境に配慮した適正なごみ処理の推進

| 施 策 内 容 | |
|---------------------|---|
| ①焼却施設等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○焼却炉を適正に維持管理するとともに、焼却灰の資源化により最終処分量の削減に努めます。 ○焼却炉の延命化のため、施設改良の整備を行います。 ○焼却炉の充実について検討します。 |
| ②一般廃棄物処理基本計画等の策定・推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○法令に基づき、新たな一般廃棄物処理基本計画（H33～H42 年度）を策定します。 |

【指標】

| 区 分 | 現 況 値 | 目標値（平成 32 年度末） |
|----------|----------|----------------|
| 一般廃棄物処理量 | 54,703 t | 52,621 t |

（3）し尿の適正処理体制の整備

| 施 策 内 容 | |
|-----------------|---|
| ①衛生センターの適正な管理運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○沈砂槽や受入槽等の定期的な清掃、放流水の水質調査や焼却炉の排ガス調査等を行い、適正な管理運営に努めます。 |
| ②衛生センターの維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化に対応した維持管理のため、定期的な検査・補修を行ないます。 ○施設の老朽化に伴う改修等について検討します。 |

【指標】

| 区 分 | 現 況 値 | 目標値（平成 32 年度末） |
|---------------|-------------|----------------|
| し尿及び浄化槽汚泥の搬入量 | 10,871 kl/年 | 10,437 kl/年 |

■主な事業

焼却炉施設基幹的設備改良事業 / リサイクル推進事業
 廃棄物処理企画調整事業 / 衛生センター施設管理事業

第3章 環境共生都市をめざして

●ごみ排出量の推移

| | 年度末人口 | 排出量 (t) | | | | | | | | 1人1日 あたり 排出量 (g) |
|--------|---------|---------|--------|-------|----|-------|-------|--------|--------|---------------------------|
| | | 総計 | 一般家庭 | | | | | | 事業系 | |
| | | | 可燃 | 不燃 | 有害 | 粗大 | 資源 | 計 | | |
| 平成22年度 | 193,274 | 55,661 | 34,340 | 1,037 | 78 | 927 | 7,572 | 43,954 | 11,708 | 789 |
| 23 | 192,884 | 56,212 | 34,399 | 1,027 | 73 | 997 | 7,683 | 44,179 | 12,034 | 796 |
| 24 | 192,951 | 55,273 | 34,149 | 915 | 70 | 993 | 7,330 | 43,457 | 11,815 | 785 |
| 25 | 193,332 | 55,294 | 33,702 | 915 | 66 | 1,042 | 7,402 | 43,127 | 12,168 | 784 |
| 26 | 194,438 | 54,701 | 33,677 | 876 | 64 | 951 | 7,202 | 42,770 | 11,931 | 771 |

※事業系には不法投棄、ボランティア、公共含む
 人口については住民基本台帳による
 資料：クリーン推進課

●し尿処理状況

(単位：人、k θ)

| | 処 理 人 口 | | | 収 集 処 理 量 | |
|--------|---------|--------|-------|-----------|-------|
| | 下 水 道 | し尿浄化槽 | 汲 取 | 生 し 尿 | 浄化槽汚泥 |
| 平成22年度 | 174,862 | 16,766 | 1,646 | 2,194 | 8,236 |
| 23 | 174,428 | 16,942 | 1,514 | 1,909 | 8,486 |
| 24 | 175,101 | 16,534 | 1,316 | 1,763 | 8,627 |
| 25 | 175,112 | 17,007 | 1,213 | 1,793 | 8,935 |
| 26 | 176,768 | 16,543 | 1,127 | 1,798 | 9,073 |

資料：クリーン推進課

注) 外国人数 (平成23年度までは外国人登録者数) を含む。